

地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」について(飲食店関係)

【令和3年6月23日現在】
内閣府地方創生推進室・内閣官房
新型コロナウイルス感染症対策推進室

感染拡大に対し、国の一定の関与の下に、都道府県が、効果的に、飲食店に対する休業要請・時短要請を行い、協力金の支払いを行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分。
これにより、地方公共団体による機動的な対応を支援。

- 追加配分の対象となる要請
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県が行う休業要請・営業時間短縮要請であって、特措法担当大臣との協議を経たもの
- 追加配分の対象団体
要請に伴い、協力金を支出する都道府県（原則として都道府県に配分）
- 追加配分額
都道府県が行う要請内容（対象店舗数、協力金の単価及び要請期間）に応じて、算定した額を交付

対象店舗数 (A) ※ 1	×	協力金の額 (B) ※ 2	×	80% (C) ※ 3
------------------	---	------------------	---	----------------

※ 1 要請の対象となる飲食店のうち、要請に応じ協力金の支払いを行うこととなる店舗数

※ 2 **【休業要請・時短要請に応じた飲食店】**

○ 緊急事態措置を実施すべき区域（休業要請（酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店）又は時短要請20時まで）

まん延防止等重点措置の措置区域（時短要請20時まで）

… [中小企業] 売上高の40%（3万円/日（注1）～10万円/日）

（注1） 4/25からの緊急事態宣言の期間において、緊急事態措置を実施すべき区域については、緊急事態宣言解除まで4万円/日。

[大企業・希望する中小企業] 売上高減少額の40%（最大20万円/日）

○ 上記以外の地域(注2)

… [中小企業] 売上高の30%（2.5万円/日～7.5万円/日）

[大企業・希望する中小企業] 売上高減少額の40%（最大20万円/日）

2万円/日（時短要請21時より遅い時間まで）

（注2） 各都道府県の判断で、規模別協力金に替えて、2万円/日とすることは可能。

（時短要請21時まで）

※ 3 国の分担割合

○ 事務費

上記のほか、飲食店に係る規模別協力金の支給額×2%を追加配分。